上越市告示第３５７号

上越市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１１条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和８年１１月５日（注：縦覧期間満了の日）まで市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和８年１１月５日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して１５日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和８年１０月７日

上越市長　　小菅　淳一

１　上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧期間

自　　令和８年１０月７日から

至　　令和８年１１月５日まで

２　上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所

上越市役所農政課	上越市木田１丁目１番３号
安塚区総合事務所	上越市安塚区安塚７２２番地３
浦川原区総合事務所	上越市浦川原区釜淵５番地
大島区総合事務所	上越市大島区岡３３２０番地３
牧区総合事務所	上越市牧区柳島５２２番地
柿崎区総合事務所	上越市柿崎区柿崎６４０５番地
大潟区総合事務所	上越市大潟区土底浜１０８１番地１
頸城区総合事務所	上越市頸城区百間町６３６番地
吉川区総合事務所	上越市吉川区下町１１２６番地
中郷区総合事務所	上越市中郷区藤沢９８６番地１
板倉区総合事務所	上越市板倉区針７２２番地１
清里区総合事務所	上越市清里区荒牧１８番地
三和区総合事務所	上越市三和区井ノ口４４４番地
名立区総合事務所	上越市名立区名立大町３６５番地１

3　意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出に当たっては、上越市農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「上越市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「上越市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。

「上越市農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」

上越市告示第３５７号で公告の、上越市農業振興地域整備計画の変更案について、市の住民は令和８年１１月５日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

記

１　意見書の提出先及び問い合わせ先

上越市役所農林水産部農政課
上越市木田１丁目１番３号
電話　　０２５－５２０－５６０６　（問い合わせ用。電話による提出はできません。）
ファックス　０２５－５２６－６１８５
E-mail　nousei@city.joetsu.lg.jp

２　意見書の提出に当たっての注意事項

(1)　提出方法

前記１の窓口への持参又は郵便、インターネット、ファックスのいずれかの書面化できる方法によることとし、電話での意見は受け付けません。

(2)　意見書の表記

意見書は日本語の表記に限ります。

(3)　住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

(4)　意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際に当該箇所を非公開にすることがあります。

(5)　意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答は行いませんが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１２条第１項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

(6)　その他

上越市農業振興地域整備計画の変更案以外に対して意見書の提出はできません。

「上越市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」

上越市告示第３５７号で公告の、上越市農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案について、農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記により市に異議を申し出ることができます。

記

１　申出先及び問い合わせ先

上越市役所農林水産部農政課
上越市木田１丁目１番３号
電話　　０２５－５２６－５６０６（問い合わせ用。電話による申出はできません。）
ファックス０２５－５２６－６１８５（問い合わせ用。ファックスによる申出はできません。）
E-mail　nousei@city.joetsu.lg.jp（問い合わせ用。インターネットによる申出はできません。）

２　異議申出期間

令和８年１１月２０日（令和８年１１月５日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して１５日目）まで。

ただし、天災その他やむを得ない事由があるときは、その事由がやんだ日の翌日から起算して１週間以内に申出を行ってください。なお、郵送により異議の申出をしたときには、その郵送期間は算入しません。

３　申出に当たっての注意事項

(1)　異議の申出方法

異議の申出は次の事項を記載した書面に異議申出人が押印してください。

異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出総代又は代理人の氏名及び住所を記載してください。

なお、代表者若しくは管理人、総代又は代理人をして異議申出するときには、その資格を証明する書面を添付してください。

ア　異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
イ　異議申出に係る農用地利用計画の変更案
ウ　異議申出人が農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
エ　異議申出に係る農用地利用計画の変更案の縦覧があったことを知った年月日
オ　異議申出の趣旨及び理由
カ　市町村の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
キ　異議申出の年月日

(2)　補正

不適法な異議申出に対しては、相当の期間を定めて補正を求めることがあります。

(3)　異議の申出の取下げ

異議の申出は、その異議の申出に対する決定があるまでの間は、取り下げすることができます。なお、この取り下げは書面により行ってください。

(4)　異議の申出の決定

異議の申出に対する決定は、令和９年１月４日まで（農用地利用計画の変更案の縦覧期間満了後６０日目）に異議申出人に決定書を送付します。